

6 香美環境第 6736 号
令和 6 年 12 月 20 日

高知県知事 濱田 省司 様

香美市長 依光 晃一郎

（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する
関係自治体の意見について（回答）

令和 6 年 11 月 19 日付け、6 高自共第 682 号で照会のありました標記の件につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

(仮称) 嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書への意見

1. 水環境について

- ・本事業が（表流水及び地下水の）水質及び水量、水底の底質に及ぼす影響について、計画段階配慮事項とし、十分に配慮していただきたい。

<理由>

- ・本事業の事業区域の下流は市民の飲料水・生活用水となる簡易水道の水源地であり、山間部の農地にも農業用水を供給している。
- ・事業区域を含む山林では、地形が急峻で地盤が軟弱である一方、森林の維持・保全や林業の施業のため、災害復旧を含め、本市および土地所有者、森林組合等が多額の費用と労力をかけて、林道及び作業道の維持・管理を行っている。
- ・また、事業区域を含む物部川流域全体では、近年、森林の荒廃やシカ食害等による濁水が問題となっており、流域の3市（南国市、香南市、香美市）にまたがる平野部の農地の農業用水や、物部川の水棲生物の生息環境にまで影響が及んでいる。このため、関係団体が物部川濁水対策協議会を構成し、対策を行っているところである。
- ・本事業は、流域の最上流にあたる稜線部に風車を配置する計画となっており、風車を搬入・設置するためには、既存の市道・林道を拡幅するとともに、新たに稜線まで道路を新設し、稜線部分に新たに土地を造成する必要がある。また、これらの道路や施設等の土地は、工事期間から始まり、20年間とされている収益期間を経て、収益期間後に施設等を撤去して事業が終了するまでの間、長期間にわたって維持・管理する必要がある。
- ・このため、事業期間を通じて、降雨時には、これら本事業によって改変された土地を起点として下流に排水が流入し、流路も変化することとなるため、事業区域のみならず、下流の物部川流域の水環境の水質及び水量に大きな影響を及ぼすこととなる。
- ・よって、計画段階から水環境に十分配慮した事業計画を立案するべきである。

2. 土砂災害の危険性について

- ・本事業が地形や地盤に及ぼす影響について、計画段階配慮事項とし、十分に配慮していただきたい。

<理由>

- ・（1. 水環境の項で述べたように、）本事業では、稜線部の風車やそこに至る道路のために、長期にわたって土地の改変を行い、維持・管理する必要がある。
- ・このため、事業期間を通じて、降雨時には、本事業によって改変された土地を起点として下流に排水が流入し、土砂災害の原因となる可能性がある。特に、稜線部の風車は、風の影響も大きく受けることとなり、地震時の倒壊等も懸念される。
- ・よって、計画段階から地形や地盤に十分配慮した事業計画を立案するべきである。

3. 物部川流域の生態系について

- ・事業区域から下流の物部川流域の生態系について、計画段階配慮事項の対象とし、十分に配慮していただきたい。

<理由>

- ・（１．水環境の項で述べたように、）本事業では、稜線部の風車やそこに至る道路のために、長期にわたって土地の改変を行い、維持・管理する必要がある。
- ・このため、事業期間を通じて、降雨時には、本事業によって改変された土地を起点として下流に濁水が流入し、事業区域周辺だけでなく物部川まで流下する可能性があり、動植物に影響を与える懸念がある。
- ・よって、物部川流域全体の生態系についても計画段階配慮事項の対象とするべきである。

4. 景観について

- ・「主要な眺望点及び景観自然並びに主要な眺望景観」だけでなく、一般の住宅や市街地からの景観についても配慮の対象としていただきたい。

<理由>

- ・景観にかかる配慮の対象として、「主要な眺望点及び景観自然並びに主要な眺望景観」としているが、風車の規模が大きいため、「主要な眺望点」などの他に、個々の住宅や市街地からも風車を視認できる場所があるものと思われる。
- ・また、現状では、「どこから」「どれくらいの大きさで」見えるのかがわかるような資料が提供されておらず、影響の大きさが判断しにくい。
- ・このため、「主要な眺望点」以外にも、個々の住宅や市街地等に視点場を設定し、実際の見え方を示した上で、当該住宅の住民等の関係者に十分な説明を行い、理解を得ていただきたい。

5. 環境対策の責任の担保について

- ・事業用の作業道及び市道・林道の拡幅分からの排水の影響による土砂災害や、事故や災害による風車の倒壊、部品の飛散、山林火災等の責任は誰がどのように負うのか、事業保険等の資力確保措置等はあるのか、を示していただきたい
- ・また、事業者が事業を継続できなくなった場合には、誰が工作物の撤去、土地の現状復帰を行うのか、を示していただきたい。

6. 市民、利害関係者への説明について

- ・求めに応じて市民や利害関係者（土地所有者、森林組合等）を対象とした説明会を開催し、十分な説明を行った上で、理解を得ていただきたい。
- ・本事業について、市議会に対し調査を行うように請願が出され、採択されていることから、市議会が行う調査等にも真摯に対応していただきたい。

7. 要望書等について

- ・令和6年12月20日、市内3団体より香美市長に別添要望書が提出された。

また、上記のほか、各方面からも意見書を頂戴している。

当市への要望、意見ではあるが、その内容は事業計画の根幹に関わるものであることから、別添要望書、意見書を参照し、計画の更なる検討にあたっては十分留意していただきたい。

以 上